

電子納品の対象範囲について

工事の電子納品の対象範囲は、以下のとおりです。

○建設工事

対象工事	すべての建設工事
対象金額	2,500万円以上
対象成果物	工事写真
提出部数	2部（電子媒体（CD-R））
適用	3月10日から3月31日に完了届が提出される建設工事は対象範囲外となります（工事写真は紙での提出）。

○工事関係委託

対象委託	すべての工事関係委託
対象金額	500万円以上
対象成果物	原則、すべての成果物
提出部数	2部（電子媒体（CD-R）） 1部（報告書、縮小図面）（紙での提出が必要）

【留意事項】

- ・対象金額以下の建設工事（工事関係委託）の場合においても、監督員との協議により電子納品とすることができます。
- ・対象金額は、当初設計金額です。
- ・対象成果物の詳細については、「刈谷市電子納品運用ガイドライン（案）」を参照してください。
- ・建設工事については、工事請負代金の支払に伴う会計事務のため、工事の着手前・完了写真は紙での提出が別途必要となります。